

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成27年5月7日	
【会社名】	株式会社ヤマダ電機	
【英訳名】	YAMADA DENKI CO.,LTD.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山田 昇	
【本店の所在の場所】	群馬県高崎市栄町1番1号	
【電話番号】	027(345)8181(代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役兼上席執行役員 古谷野 賢一	
【最寄りの連絡場所】	群馬県高崎市栄町1番1号	
【電話番号】	027(345)8181(代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役兼上席執行役員 古谷野 賢一	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	22,760,792,400円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	48,324,400株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 平成27年5月7日(木)開催の取締役会決議によります。

2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式の処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

3. 振替機関の名称及び住所は以下のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	48,324,400株	22,760,792,400	-
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	48,324,400株	22,760,792,400	-

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

##### (2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
471	-	100株	平成27年5月25日(月)	-	平成27年5月25日(月)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3. 申込みの方法は、当社と割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

4. 払込期日までに割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本自己株式処分に係る割当は行われなないこととなります。

##### (3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ヤマダ電機 総務部	群馬県高崎市栄町1番1号

##### (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 前橋支店	群馬県前橋市本町二丁目1番14号

### 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

### 4【新規発行による手取金の使途】

#### (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
22,760,792,400	17,000,000	22,743,792,400

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の内訳は、弁護士費用、有価証券届出書等の書類作成費用等を予定しております。

#### (2)【手取金の使途】

後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 (3) 割当予定先の選定理由」に記載するソフトバンク株式会社（以下「ソフトバンク」といいます。）との資本業務提携（以下「本資本業務提携」といいます。）並びに当社事業の更なる強化のため、以下の から に調達する資金を充当する予定です。

後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 (3) 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、当社がソフトバンクとの資本業務提携による事業及び既存ビジネスの連携強化を実施するための売場の改装等に係る費用に充当する予定です。

後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 (3) 割当予定先の選定理由」に記載の、当社が独自の視点で推進するスマートハウス・リフォーム事業の強化を図ります。当社店舗駐車場へのモデルハウス及び事務所兼ショールームの設置、店舗内へのモデルルームの設置等の設備投資費用に充当する予定です。

少子高齢化・人口減・インターネット社会における日本全国の店舗網を活用した当社プレミアム会員向け「暮らしのサポートサービス（各種サポートサービスの会員割引、配送時間帯指定無料、電話一本お届けサービス、特別クーポン進呈、リフォーム24時間相談無料、ポイント進呈等）」の全国展開に係る売場改装等の費用に充当する予定です。

既存店舗の建物設備改修や売場改装によるリニューアルのための設備投資費用に充当する予定です。

市場競争力の向上のためのスクラップ&ビルドに係る閉鎖店舗（スクラップ）の撤退費用及び新設店舗（ビルド）の建築・設備投資費用へ充当する予定です。

2020年の東京オリンピックに向け更なる市場拡大が見込まれる日本を訪れる外国人観光客の購買需要、旅行やビジネスで海外を訪れる日本人の購買（お土産等）需要等に対応するための売場改装並びに店舗の免税対応店舗への業態転換に係る設備投資費用に充当する予定です。

当社は、新製品の販売から回収、下取り、リユース、リサイクルまで、当社グループ一体となった環境ビジネスに取り組んでおり、その販売網拡大のための、既存店舗のアウトレット店への業態転換に係る設備投資費用に充当する予定です。

本自己株式処分による上記の差引手取概算額22,743,792,400円については、前述の から のとおり、今後ソフトバンクと行う提携事業をはじめ、当社グループが独自に取り組む各ソリューションビジネスの拡大、店舗の市場競争力強化においてそれぞれ必要となる資金に充当する予定であります。

具体的な資金使途及び支出予定時期は以下のとおりです。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
ソフトバンクとの業務提携及び既存ビジネス連携強化に係る売場改装等の費用	3,000	平成27年5月～平成28年3月
スマートハウス・リフォーム事業強化のための設備投資費用	8,040	平成27年5月～平成28年3月
当社プレミアム会員向け「暮らしのサポートサービス」展開に伴う店舗改装等の費用	3,600	平成27年5月～平成28年3月
既存店舗の改修・改装に係る設備投資費用	2,400	平成27年5月～平成28年3月
店舗のスクラップ&ビルドに係る設備投資費用	4,201	平成27年5月～平成27年11月
外国人観光客の購買需要等に対応するための売場改装、免税対応店舗への業態転換等に係る設備投資費用	1,000	平成27年5月～平成28年3月
環境ビジネスにおける既存店舗からアウトレット店舗への業態転換等に係る設備投資費用	500	平成27年5月～平成28年3月

(注) 調達した資金を実際に支出するまでは、当社取引銀行の口座にて管理する予定です。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

### 1【割当予定先の状況】

#### (1) 割当予定先の概要

名称	ソフトバンク株式会社
本店の所在地	東京都港区東新橋一丁目9番1号
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第34期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 平成26年6月20日 関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度 第35期第1四半期 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日) 平成26年8月11日 関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度 第35期第2四半期 (自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日) 平成26年11月13日 関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度 第35期第3四半期 (自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日) 平成27年2月13日 関東財務局長に提出

#### (2) 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	ソフトバンクは純粋持ち株会社であるため直接的な取引関係にはありませんが、携帯電話販売の代理店としての移动通信サービスの取次、携帯電話端末及び携帯電話アクセサリーの仕入、ブロードバンドサービスの取次、パソコンソフトの仕入等の取引をソフトバンクグループ各社との間で行っております。

#### (3) 割当予定先の選定理由

当社は、昭和48年に個人電気店として創業し、昭和58年に株式会社ヤマダ電機が設立されました。経営理念に「創造と挑戦」「感謝と信頼」を掲げ、企業の成長と発展のために常にイノベーションを発揮し続けてまいりました。創業時を「第一の創業期」、混売店から量販店に移行した時を「第二の創業期」とし、現在を「第三の創業期」転機の年と位置づけております。これまで一歩先を見据えた経営の積極的な推進と、着実な資本政策の実行による財務体質の強化、経営資源の基盤強化により成長を続けてまいりました。グループ内企業との連携を強化し、持続的な成長に向けた新たな市場創造への挑戦、他社との差別化に取り組んでおります。当社は、社会価値を高め、社会と共に発展する企業を目指しております。

一方、ソフトバンクは、昭和56年に株式会社日本ソフトバンクとして設立、パソコン用パッケージソフトの流通事業を開始し、平成2年にソフトバンク株式会社に社名(商号)が変更されました。経営理念に「情報革命で人々を幸せに」を掲げ、創業以来一貫して、情報革命を通じた人類と社会への貢献を推進してきました。ソフトバンクグループは、インターネットを事業基盤として成長を続け、情報産業の中で「移动通信事業」「スプリント事業」「固定通信事業」「インターネット事業」等の事業を展開し、インターネットおよびモバイル分野を中心に「戦略的シナジーグループ」をグローバル規模で形成・拡大しています。戦略的グループ会社は、インフラをはじめとするディストリビューション・プラットフォームからサービス、コンテンツ、製品まで多彩な分野にわたり事業を展開しており、これら企業間のシナジー創出を通じて、グループ全体の拡大を図っています。

当社とソフトバンクは、パーソナルコンピューターのソフトウエア取引に始まり、ADSLや光ファイバーによる超高速インターネット接続サービスの取次、携帯電話端末及び携帯電話アクセサリー販売等、日本全国に広がる当社の店舗網とソフトバンクの持つインターネットカンパニーとしての事業展開を融合させた長年にわたる取引(以下、「既存ビジネス」といいます。)を通じ、新たな市場の創造と拡大を行ってまいりました。

このような状況の中、当社は、少子高齢化社会に向けての新しいビジネスを創出すること及び既存ビジネスの連携強化を目的として、この度、ソフトバンクと資本業務提携を行うことといたしました。

当社は、めまぐるしく変化する流通市場において、家電販売を中心とした事業領域の幅と深さを追求した各種ソリューションビジネスの展開をはじめとしたお客様目線・川下発想での革新的な事業展開により、中長期的な視点で持続的な企業価値向上のための取り組みを積極的に行っております。

家電量販店として唯一、全都道府県に店舗を展開。直営店1,023店舗に加え、加盟店総数10,448店舗の地域密着型のFC店舗ネットワークを有しており、この高密度の店舗ネットワークを最大限に活用し、家電製品の販売のみならず、その事業領域の幅と深さを追求した各種ソリューションビジネスの推進や少子高齢化・人口減・インターネット社会に対応したサービスを今後、展開していく予定です。

当社グループだからこそ可能な日本全国に店舗網を持つ強みを活かし、「暮らしのサポートサービス」の展開、「スマートハウス」「リフォーム」ソリューションの推進、「環境(買取からリユース・リサイクル)」ソリューションの推進、新たな店舗コンセプトに基づく開発推進、当社オリジナルブランドのSPA商品(企画から製造、小売までを一貫して行う独自の商品)「HERB Relax(読み:ハープリラックス)」シリーズの開発推進、人事制度改革の推進等の取り組み、経営改革を行っております。

特に、「スマートハウス」「リフォーム」ソリューションの推進については、現在、子会社の株式会社ヤマダ・エスパイエルホーム(東証第一部:コード番号1919)や株式会社ヤマダ・ウッドハウスを通じ、太陽光発電システムやHEMS(家庭内のエネルギー管理システム)、蓄電池を搭載したスマートハウス(新築住宅)の提案を行っており、当社店舗駐車場へのモデルハウス及び事務所兼ショールームの設置、当社店舗内へのモデルルームの設置による顧客開拓、当社店舗内「トータルスマニティーライフコーナー(リフォームコーナー)」を通じたリフォーム需要開拓に、住設機器メーカーである株式会社ハウステックのオリジナル商品(キッチン、バス、トイレ等)を融合させ、独自のスマートハウス・リフォーム事業を展開しております。ここにソフトバンクグループのもつネットワークを活用したブロードバンド事業や自然エネルギー事業、ロボット事業等を当社が独自に展開するスマートハウス事業や各種サービスと新たに融合していくことによって、「家一軒まるごと」かつ「少子高齢化社会」対応のビジネス展開が可能になると考えております。

このようなICT(情報通信技術)を活用したスマートハウス事業、サービスの展開に加え、これまで築いてきた既存ビジネスとしての携帯電話端末及び携帯電話アクセサリーの販売、ブロードバンド(超高速インターネット接続サービス)の取次、パソコンソフトの販売等、取り組みを更に強化することにより、両社の企業価値の向上を図ってまいります。

当社は、今回の提携事業についてソフトバンクグループと強固な関係を構築しスピード感を持って進めるため、割当予定先をソフトバンクとする本自己株式処分を採用し、ソフトバンクと平成27年5月7日付けで資本業務提携契約を締結して、本資本業務提携を推進することといたしました。

#### (4) 割り当てようとする株式の数

48,324,400株

#### (5) 株券等の保有方針

ソフトバンクからは、本自己株式処分の実行がされた場合には、本資本業務提携による戦略的パートナーとして、その進捗状況を踏まえつつ、当面の間、当社株式を保有する方針である旨が伝えられております。

なお、当社は、ソフトバンクより、払込期日から2年以内に割当株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を直ちに書面により当社に報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

#### (6) 払込みに要する資金等の状況

当社は、ソフトバンクが関東財務局長に提出した直近の有価証券報告書(第34期)に記載される連結の売上高(6,666,651百万円)及び直近の四半期報告書(第35期第3四半期)に記載される総資産(20,238,353百万円)、資本合計(3,826,718百万円)、現預金等(2,448,707百万円)の規模を確認した結果、本自己株式処分の払込みに必要かつ十分な現預金を有していることを確認しております。

## (7) 割当予定先の実態

割当予定先であるソフトバンクは、東京証券取引所市場第一部に上場しており、同社が平成26年6月20日付で東京証券取引所に提出した「コーポレートガバナンス報告書」において、『当社は、「ソフトバンクグループ役員・コンプライアンスコード」において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関わりを持たない方針を明示するとともに、不当要求等を受けた場合は、総務部を対応窓口として、警察等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で臨み、断固として拒否することとしています。』との記載内容を確認することにより、当社は、ソフトバンク、ソフトバンクの役員又は主要株主(主な出資者)が反社会的勢力とは一切関係していないことと判断しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3【発行条件に関する事項】

### (1) 処分価額の算定根拠及び合理性に関する考え方

処分価額の決定に際しては、平成27年1月5日から本自己株式処分に関する取締役会決議日の直前営業日(平成27年5月1日)までの東京証券取引所における当社普通株式の終値単純平均値である471円(円単位未満切捨)を処分価額といたしました。

当該処分価額といたしましたのは、当社が平成27年3月期通期連結業績予想の修正を平成27年4月20日に公表していることから、取締役会決議日の直前営業日の終値を採用するよりは、直近の一定期間の平均株価という平準化された値を採用したほうが、一時的な株価変動などの特殊要因を排除でき、客観性が高いと判断しており、また、本年1月以降の当社株価の上昇の状況を踏まえて両社間で真摯に協議した結果、平成27年1月5日から平成27年5月1日の平均株価を採用することに合意したことによります。

かかる処分価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠しており、本自己株式処分に関する取締役会決議日の直前営業日の終値493円に対して4.46%のディスカウント、同直前営業日から1か月間(平成27年4月2日～平成27年5月1日)さかのぼった期間の終値単純平均値490円(円単位未満切捨)に対して3.88%のディスカウント、同直前営業日から3か月間(平成27年2月2日～平成27年5月1日)さかのぼった期間の終値単純平均値492円(円単位未満切捨)に対して4.27%のディスカウント、同直前営業日から6か月間(平成26年11月4日～平成27年5月1日)さかのぼった期間の終値単純平均値443円(円単位未満切捨)に対して6.32%のプレミアムとなっており、いずれの期間においても、割当予定先にとって特に有利なものではないと判断いたしました。

なお、当社監査役全員(社内監査役1名、社外監査役2名)から、上記の処分価額の決定においては、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準にしており、さらに日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠していると認められることから、割当予定先にとって特に有利な払込金額に該当しない旨の意見を得ております。

### (2) 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

本自己株式処分に係る株式数は48,324,400株(議決権数483,244個)であり、平成27年3月31日現在の当社の発行済株式総数966,489,740株(総議決権数7,540,017個)に対して5.00%(総議決権数に対して6.41%、小数点以下第3位を四捨五入)の割合で既存株式の希薄化が生じることとなります。

しかしながら、当社としては、前述のとおり、本資金の活用及び資本業務提携により当社グループの企業価値の向上が見込めるものと考えております。当社としては、このような認識の下、本自己株式処分により当社株式の一定程度の希薄化が生じることとなっても、これを上回る価値を享受することができるため、本自己株式処分及びソフトバンクとの資本業務提携は、当社の企業価値の向上に寄与するものであり、ひいては既存株主の皆様の利益向上に資することとなると判断いたしました。

## 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
ゴールドマンサックスインターナショナル (常任代理人:ゴールドマン・サックス証券株式会社)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB,UK (東京都港区六本木6-10-1六本木ヒルズ森タワー)	86,035,000	11.41	86,035,000	10.72
株式会社テックプランニング	群馬県高崎市栄町1-1	65,327,300	8.66	65,327,300	8.14
ロイヤルバンクオブカナダトラストカンパニー(ケイマン)リミテッド (常任代理人:立花証券株式会社)	24 SHEDDEN ROAD PO BOX 1586 GEORGE TOWN GRAND CAYMAN KY1-1110 CAYMAN ISLANDS (東京都中央区日本橋茅場町1-13-14)	51,852,600	6.88	51,852,600	6.46
ソフトバンク株式会社	東京都港区東新橋1-9-1			48,324,400	6.02
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	32,473,600	4.31	32,473,600	4.05
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	27,209,600	3.61	27,209,600	3.39
山田 昇	群馬県前橋市	24,494,220	3.25	24,494,220	3.05
チェース マンハッタン バンク ジーティーエス クライアantz アカウント エスクロウ (常任代理人:株式会社みずほ銀行決済営業部)	5TH FLOOR, TRINITY TOWER9, THOMAS MORE STREET LONDON, E1W 1YT, UNITED KINGDOM (東京都中央区月島4-16-13)	23,996,414	3.18	23,996,414	2.99
株式会社群馬銀行	群馬県前橋市元総社町194	17,410,000	2.31	17,410,000	2.17
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1-5-5	15,400,000	2.04	15,400,000	1.92
計	-	344,198,734	45.65	392,523,134	48.92

(注) 1. 所有株式数につきましては、平成27年3月31日現在の株主名簿に記載された数値を記載しております。

2. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成27年3月31日現在の当社の総議決権数(7,540,017個)を基に算出しております。

3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成27年3月31日現在の当社の総議決権数(7,540,017個)に、本自己株式処分により増加する議決権数(483,244個)を加算した議決権総数8,023,261個を基に算出しております。

4. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

5. エフィッシモ キャピタル マネージメント पीティーイー エルティーディーにより平成27年1月22日付で大量保有報告書の変更報告書が提出されておりますが、当社として平成27年3月31日時点における実質所有状況の確認ができませんので、上記表には含めておりません。

大量保有者	エフィッシモ キャピタル マネージメント ピーティーイー エルティーディー
報告義務発生日	平成27年1月19日
保有株式等の数	127,209千株
株券等保有割合	13.16%

6. 野村證券株式会社他3社連名により平成27年4月7日付で大量保有報告書の変更報告書が提出されておりますが、当社として平成27年3月31日時点における実質所有状況の確認ができませんので、上記表には含めておりません。
- |         |             |
|---------|-------------|
| 大量保有者   | 野村證券株式会社他3社 |
| 報告義務発生日 | 平成27年3月31日  |
| 保有株式等の数 | 82,826千株    |
| 株券等保有割合 | 7.70%       |
7. 株式会社みずほ銀行他3社連名により平成27年3月20日付で大量保有報告書の変更報告書が提出されておりますが、当社として平成27年3月31日時点における実質所有状況の確認ができませんので、上記表には含めておりません。
- |         |              |
|---------|--------------|
| 大量保有者   | 株式会社みずほ銀行他3社 |
| 報告義務発生日 | 平成27年3月13日   |
| 保有株式等の数 | 76,838千株     |
| 株券等保有割合 | 7.62%        |
8. ブラックロック・ジャパン株式会社他8社連名により平成27年3月5日付で大量保有報告書の変更報告書が提出されておりますが、当社として平成27年3月31日時点における実質所有状況の確認ができませんので、上記表には含めておりません。
- |         |                     |
|---------|---------------------|
| 大量保有者   | ブラックロック・ジャパン株式会社他8社 |
| 報告義務発生日 | 平成27年2月27日          |
| 保有株式等の数 | 72,219千株            |
| 株券等保有割合 | 7.47%               |
9. モルガン・スタンレーMUF証券株式会社他3社連名により平成26年10月6日付で大量保有報告書の変更報告書が提出されておりますが、当社として平成27年3月31日時点における実質所有状況の確認ができませんので、上記表には含めておりません。
- |         |                        |
|---------|------------------------|
| 大量保有者   | モルガン・スタンレーMUF証券株式会社他3社 |
| 報告義務発生日 | 平成26年9月30日             |
| 保有株式等の数 | 36,747千株               |
| 株券等保有割合 | 3.78%                  |
10. アライアンス・バーンスタイン株式会社他1社連名により平成26年5月21日付で大量保有報告書の変更報告書が提出されておりますが、当社として平成27年3月31日時点における実質所有状況の確認ができませんので、上記表には含めておりません。
- |         |                       |
|---------|-----------------------|
| 大量保有者   | アライアンス・バーンスタイン株式会社他1社 |
| 報告義務発生日 | 平成26年5月15日            |
| 保有株式等の数 | 36,518千株              |
| 株券等保有割合 | 3.78%                 |
11. ジーエルジー パートナーズ エルピーにより平成27年2月4日付で大量保有報告書の変更報告書が提出されておりますが、当社として平成27年3月31日時点における実質所有状況の確認ができませんので、上記表には含めておりません。
- |         |                    |
|---------|--------------------|
| 大量保有者   | ジーエルジー パートナーズ エルピー |
| 報告義務発生日 | 平成27年1月30日         |
| 保有株式等の数 | 32,114千株           |
| 株券等保有割合 | 3.32%              |
12. 三井住友信託銀行株式会社他2社連名により平成26年9月4日付で大量保有報告書の変更報告書が提出されておりますが、当社として平成27年3月31日時点における実質所有状況の確認ができませんので、上記表には含めておりません。
- |         |                 |
|---------|-----------------|
| 大量保有者   | 三井住友信託銀行株式会社他2社 |
| 報告義務発生日 | 平成26年8月29日      |
| 保有株式等の数 | 31,194千株        |
| 株券等保有割合 | 3.23%           |

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。



**7【株式併合等の予定の有無及び内容】**

該当事項はありません。

**8【その他参考になる事項】**

該当事項はありません。

**第4【その他の記載事項】**

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第37期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）  
平成26年6月27日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第38期第1四半期（自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日）  
平成26年8月14日関東財務局長に提出

事業年度 第38期第2四半期（自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日）  
平成26年11月14日関東財務局長に提出

事業年度 第38期第3四半期（自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日）  
平成27年2月13日関東財務局長に提出

#### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成27年5月7日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年6月27日に関東財務局長に提出

#### 4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成27年5月7日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年6月30日に関東財務局長に提出

#### 5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成27年5月7日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を平成27年1月23日に関東財務局長に提出

#### 6【訂正報告書】

訂正報告書（上記3記載の臨時報告書の訂正報告書）を平成26年7月14日に関東財務局長に提出

## 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成27年5月7日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、本有価証券届出書提出日（平成27年5月7日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

## 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社ヤマダ電機 本社  
（群馬県高崎市栄町1番1号）  
株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第五部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。